名古屋市告示第501号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年10月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施術所	名	所 在 地	指定年月日		
施術者	名				
らら訪問鍼灸	マッ		令和 7年 8月11日		
サージ		名古屋市天白区元植田三丁目 214番			
池田 一人		地			
訪問はり灸マッサ					
ージあいさい治療					
院		名古屋市熱田区大瀬子町 417番地	令和 7年 8月 8日		
安井 義人					

渡辺治療院		AT- 75 0 1 1 1
渡邊 聡	名古屋市港区惟信町 5丁目50番地	令和 7年 8月 1日
よもぎ鍼灸整骨院	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年 7月24日
三浦 和人	石口座巾隊区飛り前 1日 001番地	741 1 4 1 7 24 1
よもぎ鍼灸整骨院	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年 7月24日
小森 裕太	石百座川林区県の前一 日 001番地	77411
よもぎ鍼灸整骨院	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年 8月 1日
宮田 康大	右百座川隊区縣の則一 日 601番地	774114 6月1日

2 はり・きゅう

施	術	所	名	所 在	/ 	指定	年 月 日
施	術	者	名	DI 15.	在地		十 万 口
らら訪問鍼灸マッサージ池田 一人			マツ	名古屋市天白区元植田三 ⁻ 地	∫目 214番	令和 7年	€ 8月11日
渡辺治療院 渡邊 聡				名古屋市港区惟信町 5丁	目50番地	令和 7 ^左	€ 8月 1日
よも 三浦		灸整† 	骨院	名古屋市緑区熊の前一丁日	目 801番地	令和 7年	€ 7月24日

よもぎ鍼灸整骨院	九十日十纪区的《 黄 十日 001至山	△和 7年 7日04日
小森 裕太	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年 7月24日
よもぎ鍼灸整骨院	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年 8月 1日
宮田 康大	石百座川林匹熊の則一] 日 801番地	77414 6月1日

3 柔道整復

施	術	所	名	記	在地	+6 5	5 F	: 1		
施	術	者	名	所		년	指定年月日			H
よもぎ鍼灸整骨院			骨院	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年 7月24日					
三浦 和人										
よも	ぎ鍼	灸整怕	骨院	夕士長吉	7緑区熊の前一丁目	901釆州	令和	7年	QΠ	1日
宮田	康	大			1 收水 (全界 人) 日	001街地	173 AH	1+	0月	1 14

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課